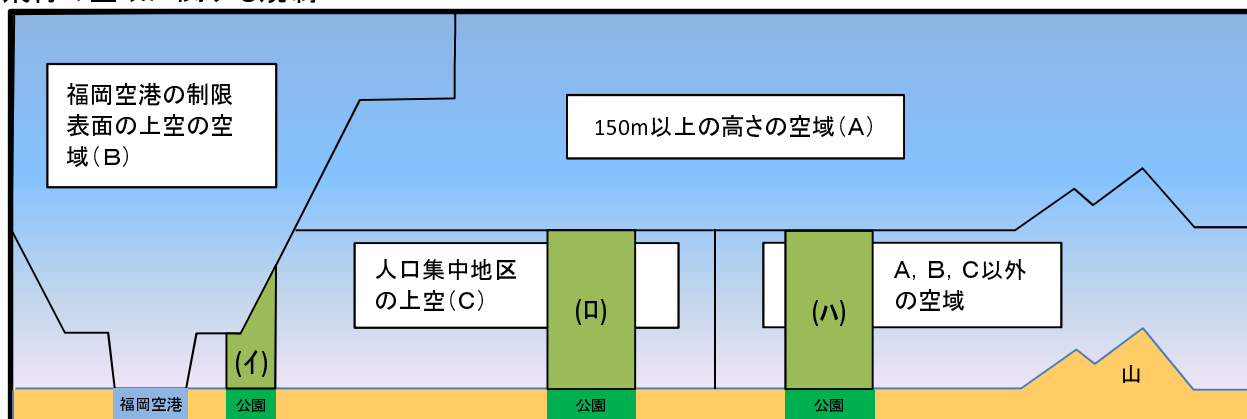


福岡県が設置・管理する都市公園における無人航空機の飛行に関する規制の概要

1 飛行の空域に関する規制



空域	航空法による規制	県営都市公園の上空の規制
(A) 150m以上の高さの空域	安全性を確保し、国土交通大臣の許可を受けた場合は飛行可能	公園管理者の許可を要しない
(B) 福岡空港の制限表面の上空の空域		公園管理者の許可を要しない
(C) 人口集中地区の上空		(イ)(ロ)の空域 国土交通大臣の許可及び公園管理者の許可を受けた場合は飛行可能
A, B, C以外の空域		(ハ)の空域 公園管理者の許可を受けた場合は飛行可能

(イ) 東公園、西公園、大濠公園、名島運動公園、天神中央公園及び春日公園の全域

※これらの都市公園上空の制限表面の高さは、

「福岡空港高さ制限回答システム」(<https://secure.kix-ap.ne.jp/fukuoka-airport/>)でご確認ください。

(ロ) 中央公園の野球場及び体育館以南の区域

(ハ) 筑豊緑地及び筑後広域公園の全域並びに中央公園の上記以外の区域

2 飛行の方法に関する規制

飛行の方法	航空法による規制	県営都市公園の上空の規制	
夜間飛行	安全性を確保し、国土交通大臣の承認を受けた場合は可能	国土交通大臣の承認を受けた場合は可能	
目視外飛行			
30m未満の飛行		国土交通大臣の承認及び催しの主催者の同意があるときは可能	
催しの上空飛行			
危険物輸送			国土交通大臣の承認を受けていても不可
物件投下			

3 その他の規制

	航空法による規制	県営都市公園の上空の規制
無人航空機の機能及び性能	国土交通大臣の許可又は承認を得るためには、一定の基準を満たす必要がある。	最大離陸重量25kg未満のマルチコプター以外は許可しない。 国の許可・承認がない場合は、国土交通省航空局が実際に許可・承認を行った事例として公表したものと同一の機種以外は許可しない。
飛行の目的	飛行の目的は問わない。	業としての写真・映像撮影、報道取材、事故・災害対応等に限り許可し、宅配、趣味等は許可しない。

※航空法による規制については、国土交通省のホームページで正確な内容をご確認ください。